

**令和元年度第1回千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
第1回高齢者施設部会 議事録**

1 日時：令和元年8月9日（金） 午後1時50分～午後4時28分

2 場所：千葉市役所議会棟 第3委員会室

3 出席者：

(1) 委員

岡田敏男委員、鏡論委員、森山拓也委員、八田和子委員、松本舜委員

(2) 事務局

佐藤高齢障害部長、白井保健福祉総務課長、高石高齢福祉課長、中田保健福祉総務課主査、栄高齢福祉課主査、米元保健福祉総務課主任主事、鴨作保健福祉総務課主任主事、添田高齢福祉課主事

4 議題：

(1) 部会長及び副部会長の選任について

(2) いきいきプラザ及びセンターについて（年度評価）

・いきいきプラザ

（中央、花見川、稲毛、若葉、緑、美浜）

・いきいきセンター

（蘇我、花見川、さつきが丘、あやめ台、大宮、都賀、越智、土気、真砂）

(3) 幸老人センターについて（年度評価）

(4) その他

5 議事の概要：

(1) 部会長及び副部会長の選任について

委員の互選により、部会長には森山委員、副部会長には岡田委員が就任した。

(2) いきいきプラザ及びセンターについて（年度評価）

各施設の年度評価について事務局から説明し、その後質疑応答を行い、委員会の意見を取りまとめた。

(3) 幸老人センターについて（年度評価）

幸老人センターの年度評価について事務局から説明し、その後質疑応答を行い、委員会の意見を取りまとめた。

(4) その他

特になし

6 会議経過：

○中田保健福祉総務課主査 本日はご多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。予定の時間となりましたので、始めさせていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます保健福祉総務課の中田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、お手元に配付いたしました資料の確認をさせていただきます。

配付資料ですが、上から次第、席次表、委員名簿、部会の進め方及び評価の目安、それから岡田委員に作成いただきました財務状況の資料となります。また、評価資料といたしまして、事前にドッチファイル1冊をお配りしております。不足等がございましたら、お知らせ願います。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日、出席委員は、総数5名中5名全員でございますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項に基づき、会議は成立しております。

また、市の情報公開条例第25条の規定に基づき、本日の会議は公開となっておりますので、お知らせいたします。

なお、傍聴人の皆様におかれましては、傍聴要領に記載されている事項をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、高齢障害部長の佐藤よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤高齢障害部長 高齢障害部長の佐藤です。

本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

保健福祉局指定管理者選定評価委員会、高齢者施設部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより本市の保健福祉行政並び、市政全般にわたりましてご協力いただき本当にありがとうございます。

常々思うことなのですが、やはり私たち行政だけではできないことがたくさんございます。そこで皆様方のご意見を参考にしながらいろいろな事業を進めさせていただいております。今後とも、いろんなご意見を賜りたいと思っております。

本日の高齢者施設部会におきましては、各指定管理者が昨年度行いました各管理等に対しまして、年度評価をいただくことになっております。皆様方には、豊富なご経験等をもとに忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

○中田保健福祉総務課主査 それでは、議事に入らせていただきますが、本日は改選後、初めての部会となりますので、部会長が選任されるまでの間、仮議長を佐藤高齢障害部長が務めさせていただきます。

○佐藤高齢障害部長 それでは、部会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきますたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ただいまから「令和元年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第1回高齢者施設部会」を開催いたします。

次第に従いまして進めさせていただきますたいと思っております。

最初に、議題（1）「部会長及び副部会長の選任について」に入らせていただきます。

部会長及び副部会長の選出は、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第11条第4項の規定によりまして、委員の皆様のご互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

○八田委員 私のほうから、ご推薦を申し上げたいと思います。部会長には、森山委員を推薦いたします。また、副部会長には、岡田委員を推薦いたします。

○佐藤高齢障害部長 ただいま、八田委員より部会長に森山委員、副部会長に岡田委員をという発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。特に異議等はないでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤高齢障害部長 ありがとうございます。

それでは、森山委員に部会長を、岡田委員に副部会長をお願いしたいと存じます。

では以上で、私の任は終了させていただきます。

○中田保健福祉総務課主査 それでは、森山委員は部会長席に、岡田委員には副部会長席にお移り願います。

八田委員と松本委員におかれましても、お手数ですけれども一席ずつ、ずれていただきたいと思います。

それでは、森山部会長から就任のご挨拶をお願いいたします。

○森山部会長 ただいま、委員の皆様方のご推挙によりまして、部会長を仰せつかりました森山でございます。このような、重要な委員会の部会長という職を仰せつかりまして、私としては、非常に大役ではございますが、皆様方のご協力を賜りまして、職責を全うしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○中田保健福祉総務課主査 ありがとうございます。

続きまして、岡田副部会長、よろしくをお願いいたします。

○岡田副部会長 ただいま、委員の皆様のご推薦によりまして、副部会長を仰せつかりました岡田でございます。森山部会長の補佐役として努力したいと思います。よろしくをお願いいたします。

○中田保健福祉総務課主査 ありがとうございます。

ここからは、森山部会長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○森山部会長 それでは、失礼して着座にて、議事を進めさせていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず、本日の審査の流れ等について、事務局よりご説明をお願いします。

○白井保健福祉総務課長 保健福祉総務課長の白井でございます。失礼して座って説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただいております資料1「部会（年度評価）の進め方」をご覧くださいと思います。資料に沿って、年度評価に係る部会の流れをご説明させていただきます。

まず、上から、施設の評価に係る資料の説明です。各施設の所管課から平成30年度指定管理者評価シートの内容を中心に、昨年度の指定管理者による管理の実績、業務の履行状況などについてご説明をさせていただきます。

次に、質疑応答を行いますけれども、ここでは質疑のみを行いまして、ご意見につきましては、その後の意見に係る協議の際にご発言をいただければというふうに思います。

続きまして、選定評価委員会の意見に係る協議に入りますけれども、まず「1 指定管

理者の財務状況」からご意見をお伺いさせていただきます。ここでは、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するために、「法人の財務状況」に対するご意見をいただきたいと思ひます。

協議の流れでございませけれども、まず、公認会計士でいらっしやいます岡田副部長さんからのご意見をいただきまして、その後、他の委員さんからもご意見をいただきまして、最終的に部会の意見としての協議・決定をしていただきたいと思ひます。

次に、その下「2 指定管理者による施設の管理運営」について、ご意見をお伺ひいたします。ここでは、次年度以降の管理運営をより適正に行うため、「管理運営のサービス向上や業務効率化の方策」、また「改善を要する点」、もしくは「評価する点」などに対するご意見をいただきたいと思ひます。

協議の流れでございませけれども、まず、委員の皆様からのご意見に対し、ご意見ごとに文言の追加・変更等の協議を行っていただきまして、最終的に部会の意見としての決定を行っていただきます。なお、当該意見につきましては、評価シートの「7 総括(3) 保健福祉局指定管理者選定評価委員会の意見」という欄がございませけれども、この欄に掲載をさせていただきますして、後日、ホームページ等で公表をさせていただく予定でございませ。

説明は以上でございませ。

○森山部会長 ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○森山部会長 それでは、早速ですけれども、議題(2)のほうに入りたいと思ひます。議題(2)「いきいきプラザ及びセンターについて」です。

まず、各施設の評価にかかわる資料について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○高石高齢福祉課長 高齢福祉課長の高石と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、評価シートの説明のほうに入る前に、千葉市のいきいきプラザ及びいきいきセンターの概要についてご説明をさせていただきます。

いきいきプラザ及びいきいきセンターにつきましては、老人福祉法に定められた老人福祉センターに当たる施設でございまして、無料または低額な料金で老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設となっております。本市におきましては、いきいきプラザは各区1カ所の計6カ所、また、いきいきセンターは市内に9カ所整備をしております。

プラザとセンターでは、ほぼ同様の事業を実施しておりますが、大きな相違点といたしましては、施設の規模が挙げられます。プラザの延べ床面積は約1,300平米から1,900平米であるのに対しまして、いきいきセンターは約200平米から400平米と小規模な施設となっております。プラザを補完する施設として整備をしております。また、プラザには入浴施設もしくはシャワー設備を整備しておりますが、センターにはそのような設備はございません。その点においても異なっております。

次に、実施している事業の概要について、ご説明いたします。

こちらの青いドッチファイルの399ページをご覧ください。

こちらの表は、生活相談や健康相談など、市が実施を義務づけている事業について、全施設の事業名と利用者数を記載しております。

また、1ページをめくっていただきますと、400ページ、こちらにつきましては、健康に関するイベントや利用者の交流支援など、各施設が自主的に行っている事業の一覧表というふうになります。

それでは、いきいきプラザ及びいきいきセンターの評価のほうに入らせていただきます。

こちらの資料のインデックス資料1と書いてあります1ページ、右下に1ページと振ってあるところになります。

まず「1 公の施設の基本情報」についてです。

施設の名称及び条例上の設置目的につきましては、記載のとおりとなります。

ビジョンにつきましては、括弧書きで記載しているとおり、施設の目的・目指すべき方向性を記載しております。

二つのビジョンを定めておまして、まず一つに、高齢者の健康の増進、教養の向上、世代間交流等の機会を提供することにより、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることができる地域社会を構築していく。

二つに、高齢化の進展を見据え、できる限り住みなれた地域で高齢者が自立した生活が送れるよう、「地域包括ケアシステム」の構築・強化を図っていく、としております。

ミッションは、施設の社会的使命や役割を定めております。

一つに、高齢者が学習意欲を発揮し、地域社会への参画意識を持てるような機会を提供していく。

二つに、高齢者の健康づくりや介護予防の場を提供していく、としております。

制度導入により見込まれる効果といたしましては、市民サービスの向上により、さらに多くの高齢者に施設を利用してもらい、としております。

続いて、成果指標ですけれども、こちらにつきましては、①施設利用者数、②利用者アンケートによる利用者満足度としております。施設利用者数につきましては、平成27年度の利用者数を基準として、千葉市の高齢者人口の伸び率を乗じた人数とし、また、利用者満足度につきましては、満足度60%以上としております。詳細につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

次に、「2 指定管理者の基本情報」についてです。

指定管理者名は、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団です。所在地は、記載のとおりとなります。

指定期間は、平成28年4月から平成33年と書いてありますが、令和3年3月末までの5年間となっております。

選定方法につきましては、このいきいきプラザ及びいきいきセンターにつきましては、収益性が見込めないほか、専門的なスタッフを長期間確保する必要がございますので、安定的なサービス供給が求められる施設であるということで、非公募としております。

管理運営の財源としましては、市が支払う指定管理料となっております。

続いて、2ページをお願いいたします。「3 管理運営の成果・実績」についてです。

(ア)の施設利用者数及び(イ)の利用者アンケートによる満足度、双方ともに、表の

左側から施設名、数値目標、平成30年度実績、達成率、評価を記載しております。

施設利用者数の数値目標についてですけれども、表の下の※印1に記載しておりますとおり、平成27年3月末から平成31年3月までの60歳以上の人口増加率、こちらが104.15%になりますけれども、こちらに各施設の27年度実績を乗じた数値を目標としております。各施設合計の達成状況につきましては、合計欄に記載にありますとおり、数値目標は63万4,640人に対しまして、平成30年度実績は64万5,034人で、達成率といたしましては101.6%となっております、数値目標を上回っております。

続いて、(イ)利用者アンケートによる満足度の数値目標ですが、こちらは、表の下の※印2、算定方法にございますとおり、アンケート質問6の(6)、こちらの満足とほぼ満足を足した合計を回答者数で割って算定しております。

アンケートの内容につきましては、資料が前後して大変申しわけございませんけれども、7ページをお願いいたします。

7ページの一番上6、利用者ニーズ・満足度等の把握についてですけれども、こちらが一番下、質問6、運営について、感想をお聞かせくださいという質問項目の中の一番下、ちょっと字が小さくて申しわけないんですが、(6)全体としてどのように感じますかという質問に対しまして、一番左側の満足、その次のほぼ満足、こちらを足した人数を回答者数で割った割合で集計をしております。

それでは、すみません、もう一度2ページに戻っていただきまして、利用者アンケートによる満足度の合計欄ですけれども、数値目標の60%に対しまして、平成30年度実績は76.8%、達成率は128%となっております、こちらも数値目標を上回っているということになります。

続きまして、3ページ、「4 収支状況」についてですけれども、まず、(1)収支状況のア、収入についてです。費目といたしましては、指定管理料、利用料金収入、その他収入の欄がございますけれども、指定管理者の収入で、利用料金収入、その他収入はありませんので、ゼロとしております。各費目の実績につきましては、対象年度の決算額、計画につきましては対象年度の収支予算書で定めた計画額、提案につきましては、選定時に提案書で指定管理者が提案した見積額を記載しております。平成30年度の実績ですけれども、提案が6億7,529万9千円、計画が6億2,183万8千円、実績が6億668万2千円となっております。

続いて、イ、支出ですけれども、こちらは、人件費、事業費等の費目ごとに記載しております。平成30年度の実績につきましては、提案が6億7,529万9千円、計画が6億2,183万8千円、実績が6億1,771万1千円となっております、提案時と実績を比較いたしますと、8.53%の削減となっております。

次に、4ページ。「5 管理運営状況の評価」についてですが、まず、管理運営による成果・実績についてです。こちらは、下の破線で囲っております評価内容のとおり、成果・指標が市の設定数値目標に対して、達成率が何%であったかにより、評価をしております。施設利用者数につきましては、達成率が101.6%でしたので、C評価としております。また、利用者アンケートによる満足度については、達成率が128%ということでしたので、A評価としております。

続いて、(2)の施設管理経費の寄与についてですけれども、こちら破線で囲っており

まず評価の内容のとおり選定時の提案額から達成率が何%であったかによりまして評価をしております。先ほどご説明いたしましたとおり、削減率は8.53%でしたので、B評価としております。

次に、5ページ、(3)の管理運営の履行状況についてですけれども、表の左から評価項目、各施設ごとの指定管理者の自己評価、市の評価を記載しております。

評価項目につきましては、ちょっと字が小さくて申しわけないんですけれども、左側のほうで上から、1、市民の平等利用の確保・施設の適正管理、2としまして、施設管理能力、3としまして、施設の効用の発揮、4のその他といたして、市内業者の育成等としております。

評価の内容につきましては、破線内に記載しているとおり、おおむね管理運営の基準、事業計画、事業計画書等に定める水準とおりに管理運営が行われていた場合を標準的なCといたしまして、AからEの5段階で評価をしております。各項目の評価につきましては、昨年度、市の職員が各施設を訪問し、実施するモニタリング調査に基づき採点をしております。

評価の目安につきましては、本日配付をいたしましたA4一枚の資料2、こちらのほうに指定の目安（年度評価シート）というものがございますので、こちらのほうをすみません、ご覧いただきたいと思っております。

こちら、まず、5、管理運営の履行状況の評価（3）管理運営の履行状況（評価の目安）というところですが、①各モニタリング項目の年間の点数の算出にありますとおり、各評価項目に対しまして、マイナス2からプラス2.5のこちらの5段階で採点をしております。こちらに基づきまして、②平均値の算出にございますとおり、平均値が1.5以上かついずれもモニタリングの結果に基づきまして、バツがない場合はA評価、平均値が0.5以上、もしくは平均値がプラス1.5以上かつ、いずれかのモニタリング結果にバツがある場合をB評価、平均値がマイナス0.5を超え、0.5未満の場合にはC評価、平均値がマイナス1.5を超え、マイナス0.5以下の場合をD評価、平均値がマイナス1.5以下をE評価としております。

各施設のモニタリング結果につきましては、すみません、またこちらのほうの青いドッチファイルのほうの17ページから46ページに資料のほうがございます。

それではまず、17ページをご覧ください。

こちらの17ページと18ページにつきましては、中央いきいきプラザのモニタリング結果となります。

各施設へ市の職員が訪問いたしまして、個人情報管理が適切にされているかであったり、高齢者講演会や世代間交流など、各種事業が適正に実施されているかなどを確認の上、各項目について採点をしております。一例をご説明いたしますと、18ページの中段あたりの(3)施設における事業の実施というところのア、イ、ウ、エのエですね、エ、高齢者講演会、こちらにつきましては、市の基準としましては年2回以上、講師を招いて開催しているかというような基準になりますけれども、実績では16回開催しているということで加点をしております。

このように、全施設を採点した結果が、5ページの管理運営の履行状況ということになります。

5 ページに戻っていただきまして、評価の目安に基づき、市の評価を行ったところ、全施設とも3施設の効用の発揮の(3)事業の実施につきましては、管理運営の基準を上回る水準でありましたので、B評価としております。その以外は全てC評価といたしました。おおむね市の定める水準どおりの運営がなされておりました。

続きまして、6 ページ、(4)保健福祉局指定管理者選定評価委員会意見を踏まえた対応についてでございます。こちらは、昨年度までの委員会でご指摘をいただきました内容と対応・改善の内容を記載しております。

まず、1 点目、管理運営については、引き続き、施設管理経費の縮減に努めていただきたいというご意見でございます。こちらにつきましては、電気の契約を入札による一括調達としましたほか、高齢者福祉講座の講師をボランティアに依頼するなどしまして経費の削減に努めました。

2 点目といたしましては、施設を積極的に利用してもらうために、リーフレット等による募集時期の周知方法を統一していただきたいとの意見でございました。こちらにつきましては、各施設ともまだリーフレットに在庫がございますため、こちらのおおよその配布が終了した段階で周知方法を統一したリーフレットを配布する予定でございます。リーフレットの内容につきましては、現在、広報委員会等において、検討中でございます。

次に、3 点目でございます。利用者ニーズに沿った運営により利用者満足度のさらなる向上に努めていただきたいというご意見につきましては、利用者の少ない高齢者福祉講座の内容の見直し、あるいは自主事業の改善等を行いまして、その結果、利用者アンケートによる満足度につきましては、平成29度が74.9%でございまして、30年度が76.8%ということで、約2%向上をしているということでございます。

4 点目、事業報告書の機能回復訓練の一日の流れについて、午前の部と午後の部の2部構成であることがわかるように表記の工夫をしていただきたいというご意見でございます。こちらにつきましては、恐れ入ります。428ページをご覧ください。

中段、イとして1日の流れですけれども、今回は、こちらのほうが1行で表記をしております。こちらにつきましては、午前と午後の部を記載する列を分けまして、時間帯が違うことを明確に表記をいたしました。

それでは、すみません、また7ページをお願いいたします。

6、利用者ニーズ・満足度等の把握についてですけれども、まず、(1)指定管理者が行ったアンケート調査についてでございます。

調査方法につきましては、平成30年10月1日から31日までの間、来館者全員にアンケート用紙を配布いたしまして、無記名にて記入の上、アンケート箱設置による回収にて実施をしております、9,493人から回答を得ております。

回答者の個人属性といたしましては、お住まいの区、性別、年代、世帯構成を記載しております。

アンケートの質問内容が1から6のとおりとなっております、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、一番下、質問6、運営状況について、感想をお聞かせください。こちらが一番下です。(6)全体としてどのように感じますかということ的成果目標としております。質問6の(1)から(6)どの質問項目につきましても、やや不満、不満と回答した方は合わせて、0.4%程度でございまして、おおむね良好に管理されているもの

というふうに考えております。

次に、8 ページ。(2) 市・指定管理者に寄せられた主な意見・苦情と対応についてでございます。

まず、市に寄せられた意見・苦情ですけれども、意見・苦情につきましては、指定管理者のほうに寄せられるケースが多く、市に意見等が来ることはそれほどございませんけれども、昨年度寄せられたものの一例を掲載してございます。

美浜いきいきプラザ上階のマンション住人から、カラオケの音がうるさいというようなものがございまして、こちらにつきましては、市の対応としまして、スピーカーの位置を変更し、音源、マイク音量、エコーなど音量を大幅に下げ対応をしたところでございます。

次に、指定管理者に寄せられた意見についてですけれども、まず1 点目、ヘルストロン・マッサージ機の時間が1 人2 0分と決められているのに、ルールを守らない人がいるという意見でございます。こちらにつきましては、現在ルールを張り紙で周知をしております、それでも時間を守らない方につきましては、交替で利用していただくよう声かけをして、ルールの徹底に努めております。

次に、2 点目といたしまして、飲食禁止の部屋で飲食をする人が増えてきた。館内に禁止の掲示をしてほしいというものがございました。こちらにつきましては、館内及び各部屋に飲食禁止の掲示をいたしまして、ルールの周知に努めております。

3 点目といたしまして、機能訓練室を利用中に、ほかの利用者が知り合い同士で話をしながらマッサージ器やヘルストロンを利用している。その話を聞かされるのは大変苦痛なので、訓練室での会話はやめるよう注意喚起してほしいというようなものがございました。これにつきましては、まず機能回復訓練での会話を禁止はしておりません。しかしながら、マッサージ機の利用は1 5分、ヘルストロンについては2 0分と使用時間が決められておりますので、機器の使用時間を厳守する掲示をするとともに、節度ある会話を楽しんでもらうための協力を呼びかけたところでございます。

4 点目といたしまして、都賀いきいきセンターの駐車場がいつも満車で、1 時間以上前に来たり、有料駐車場に停めたりと苦労している。この駐車場に停めて駅のほうへ向かう人も見かける。駐車場の管理は緩いのではないかというご意見がございました。こちらにつきましては、駐車場にセンター利用者以外の駐車を規制する看板を2カ所設置して対応をしております。また、駐車台数には限りがございますので、公共の交通機関でのご利用をお願いしたところでございます。

5 点目といたしまして、都賀いきいきセンターは、改装したばかりにも関わらず、床のカーペットが汚いというものがございました。こちらにつきましては、改装時に床のカーペットの貼り換えは行っていない旨の説明をして、クリーニングを行ったところでございます。

6 点目については、機能回復訓練の血圧測定の際、長蛇の列になってしまうので、血圧計の台数を増やしてほしいという意見がございまして、こちらにつきましては、血圧計を購入して対応をしたところでございます。

最後に、7、総括についてご説明をいたします。

(1) 指定管理者による自己評価、こちらにつきましては、8 ページから1 1 ページま

で記載しております。また、12ページから15ページまでにつきましては、市の評価を記載してございます。

それでは、15ページをご覧ください。こちら破線内に記載しておりますとおり、C評価、こちらのほうを標準といたしまして、AからEの5段階で評価しております。

それでは、すみません、8ページにお戻りいただけますでしょうか。

8ページの指定管理者による自己評価のA、全体についてですが、市が指定管理者に求める水準を上回る優れた管理運営が行われていた場合のB評価としております。所見といたしましては、介護予防事業の強化として、「健康づくりで介護予防」講座を、全ての区で開催をした。現状、介護予防に関する認識は低く、応募数は低迷している一方で、介護予防に関連する機能訓練や体操系事業のニーズは高いため、広報活動を充実させる事で飛躍的に認知度も伸びると考えられる。よって、今後も事業の内容等検討を重ね広報を更に強化し継続して取り組んでいきたい。

広報の強化といたしまして、プラザ・センターの魅力を伝える手段として、機関誌の配布、ポスターの掲示、新聞折込、近隣へのチラシ配布、ホームページ等に力を入れ成果が得られたとしております。

以下、イとしまして、施設別で各施設の自己評価を記載しております。全施設でB評価となっております。所見については、施設数が多いため、説明のほうは省略をさせていただきます。

続きまして、12ページをご覧ください。12ページの(2)市による評価についてですが、A、全体の総括評価といたしましては、B評価としております。

評価の対象といたしましては、下の表に記載のありますとおり、表の利用者数、満足度、管理運営の履行状況、こちらは7項目。また、管理経費の縮減、全てで10項目ございます。このうち市による評価として、AまたはBとなっているのが、満足度、また、3施設の効用の発揮の(3)、さらには、管理経費の縮減、この3項目となります。10項目中3項目で30%となりますので、30%がAまたはB以上の評価で、かつ評価項目にDまたはEがないということになりまして、B評価というふうにいたしております。

続いて、イ、施設別についてですけれども、こちらは、表に記載されているとおり、AまたはBの割合が30%もしくは40%で、DまたはEがない大宮いきいきセンター及び都賀いきいきセンター以外の施設をB評価としております。この大宮いきいきセンター及び都賀いきいきセンターにつきましては、利用者数がDということで、評価項目のDが20%以下かつ評価項目にEがないということでございますので、C評価としております。こちらにつきましても、所見については、施設数が多いため、先ほどと同様に説明のほう省略をさせていただきたいと思っております。

いきいきプラザ及びセンターの年度評価に関する説明は以上でございます。

○森山部会長 ありがとうございます。

それでは、まず、質疑応答から行いたいと思っております。

なお、ご発言の際、個別の施設に対するご質問の場合は、対象となる施設を明確にさせていただきますよう、ご協力をお願いいたします。また、ご意見は後ほどお聞きいたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、ご質問がございましたらお願いします。

○鏡委員 いいですか。

○森山部会長 鏡委員。

○鏡委員 鏡でございます。

先ほどの冒頭の説明で、非公募の理由の中に、指定管理者については、収益が上がらないことと合わせて専門的スタッフというようなことをおっしゃっていました。それで、さらに人員的組織体制の中で、必要な専門職員の配置ということが記載されているんですけども、このプラザとかセンターで求められる専門職員はどういう職種のことをおっしゃっているのでしょうか。

○高石高齢福祉課長 プラザ・センターにおける専門職ですけれども、看護師、保健師、介護予防指導士、あるいは介護予防運動指導員、介護福祉士、精神保健福祉士、ホームヘルパーとさまざまな職種がございます。

○鏡委員 それは、全ての方が、全ての職種で看護師とか、介護士とか、精神保健福祉士とか、それは全てのプラザとかセンターにいらっしゃるんですか。それぞれどういう職の人がどこに配置されているのかという、そういう一覧表みたいなのはあるんですか。

○事業者（社会福祉事業団） 中央いきいきプラザ、志田でございます。

いきいきプラザ・センターに、まず全てのいきいきプラザ・センターに看護師は毎日常勤しております。非常勤の看護師ですけれども、保健師もしくは看護師です。健康相談を行っておりますので、全てのいきいきプラザ・センターには、保健師もしくは看護師がおります。あと、指導員職としまして、全てのいきいきプラザ・センターに、社会福祉主事もしくは社会福祉士を持った職員がおります。あと、機能回復訓練という事業がございます。いきいきプラザ・センターを回っております。機能回復訓練が実施される日に職員が行くんですけれども、理学療法士もしくは介護予防運動指導員の資格を所持している者がプラザ・センターを回っております。

以上です。

○鏡委員 通常の業務じゃなくて、じゃあ事業において、専門職の人が対応して、事業をおやりになっているという形なんですか。

そうすると、通常の業務というのは主に管理業務が中心だと思うんですけども、そこでは専門性は特に必要ないわけでしょう。

○高石高齢福祉課長 管理につきましては、事務職で差し支えないと思います。

○鏡委員 それを常勤で、常勤というか指定管理者の条件の中に、そういう専門職を持った方がいらしたほうが事業が円滑に回るというようなことで、専門職を配置させているということなんですよ。

○高石高齢福祉課長 そうですね、事業に関しましては、やはりそこは専門職で回すような事業内容だという認識でございます。

○森山部会長 ほかにいかがでしょうか。

○岡田副部会長 岡田ですけど、先ほどちょっと説明があつたかもしれないんですけど、ちょっと聞き逃したかもしれない。

2ページの施設利用者数なんですけども、特に都賀ですか、都賀が3万239人に対して、2万911人ですか、1万人ぐらい低い69.2%ですかD評価なんですけど、大宮も2割ぐらい減なんですけれども、特に都賀の場合、何か1万人も低いというのは原因と

いうか、理由があったんでしょうか。

○高石高齢福祉課長　まず、都賀のいきいきセンターにつきましては、平成29年の6月から施設の改修工事を行いまして、その改修工事を終えて、施設の再開をしたのが平成30年の4月20日ということで、年度当初の1カ月間は改修工事で使えなかったというのがまず一つあります。

また、休館中にほかの施設に活動拠点を移された方というのが少なからずいらっしゃいまして、その方々が再開後すぐにほかの施設から戻って来ずに、しばらくの間ほかの施設で活動を継続していたりといった状況がございまして、1万人ほど減ったというような状況でございます。

また、大宮いきいきセンターにつきましては、同好会等の会員数の減によりまして、活動を休止した団体が出たりですとか、あるいは、それまで世代間交流ということで、子供ルームと交流をしていた事業があったんですけども、こちらのほうが子供ルームのほうの都合でちょっと休止をしてしまったというような理由等々ございまして、大宮いきいきセンターも2,500人弱ですけども、前年度に比べて減少したというような理由でございます。

○岡田副部長　はい、わかりました。

○森山部長　ほかにご質問はいかがでしょうか。

○岡田副部長　もう一つ、去年も聞いたのかもしれないですけど、3ページなんですけど、計画と提案と実績の計画、収入については提案よりも実績を下回っているんですけども、実績は当然あれですね、経費も下回っているんですけども、この主な要因というところで、行が小さいので、スペースがないので詳しく書けないのはわかるんですけど、「計画の精査による」と書いてあるんですよ。あるいは「事業内容の精査による」と書いてあるんですけど、なぜ実績が下がったのか、ちょっと想像はつくんですけど、逆に計画は非常に言葉はよくないかもしれないけど、甘かったのかと。あるいは、いろんなことを考えてつくっちゃっているんで、よく見直したらこのぐらいで済んだというそういう意味なんですよ。ちょっと簡単で結構ですけどね。

○高石高齢福祉課長　計画につきましては、選定時の提案に対して、実際に各年度、再度予算要望をした中で、その中で当該年度についての精査をして、こちらについては、大体、市としての財政当局としての査定というものも入ってきますけれども、そちらと、あと最終的な実績の差については、事業を進めていく上で、例えば、先ほどちょっとご説明させていただきましたけれども、当初、講師の報償費を予算計上していたところをそこをボランティアのほうにやってもらうことによって、実績としてはその分縮減したというような取り組みが少しずつ積み重なっているというところがございます。

○岡田副部長　それはあれですかね、収入も計画からすると、これを見ると約1割ぐらい減っていますよね。計画は6億7,500万円で、実績が6億600万円。で、もちろん支出のほうも6億7,500万で6億1,700万ですか、ちょっとご説明した内容でこのぐらいな額に減るのかなという、一般的な印象なんですけどね。1割って結構大きいと思うんですよ、1割減るといえるのは。

すぐお答えできなかったら、後で結構ですけど。

○高石高齢福祉課長　後ほど、すみません。

○岡田副部長 わかりました。

○森山部会長 では、ほかにご質問。

○八田委員 個別の施設の質問。

○森山部会長 はい、個別の施設の質問。

○八田委員 425ページの中央いきいきプラザについて、ご質問させていただきます。

生活相談について、昨年比5.7倍以上ということで181件もの相談をされていて、非常にすばらしいなというふうに思ったんですけども、相談を待っているのではなくて積極的に相談してもらえような関係づくりをしたということが、ポイントというふうに書かれてあるんですけども、他施設と比べましても、この181件というのはかなり多いんですけども、399ページの一覧表で見ましても、非常に多いんですけども、これは他の施設でもこのぐらい、何というんでしょう、同じようなやり方を広げていけたら一番いいなというふうには思うのですが、そこのところどうでしょうか。

○事業者（社会福祉事業団） 中央いきいきプラザの志田でございます。

中央いきいきプラザの生活相談ですね、生活相談業務に30年度、かなり力を入れて1年間やってまいりました。本当に職員のほうから利用者の方に積極的に関わりを求めて相談を受けてきたというところが1点と、あと、事務の窓口、もしくは看護師で相談を拾ってこられるケースは指導員職につないでくれるというような、そんな体制が整ってきたのかなと思っています。あと、指導員職が社会福祉士を持っている指導員職が二人おりますので、そこも強かったのかなと思います。

例年とちょっと違うなと思ったところが、相談だけに来られる利用者の方が非常に増えまして、どうしてなのかなと我々も思っていたんですけども、近くにあんしんケアセンターさんがあって、ちょっとこう近くなものですから間違えてというか入ってこられて、「こちらではないんですね」と言いながらも、「いや社会福祉士がおりますので相談は受けられますよ」というところで丁寧に相談を受けたところがこの実績につながっているのかなと思っています。今後も頑張っていきたいと思っています。

○八田委員 ありがとうございます。

他の施設でも同じように、積極的に相談に乗って、なかなかご自身から相談をすることが難しい方もいらっしゃるかと思うんですけども、この生活相談の件数を上げていくというんでしょうか、力を入れていくということはいかがでしょうか。

○事業者（社会福祉事業団） 美浜いきいきプラザの中田と申します。

今、中央の取り組みのお話、私たちも聞いておまして、いきいきプラザ全体でいろいろな企画調整会議だとか、戦略会議だとかそういう場がございます。今日の話を受けまして、全6区プラザでこの中央の取り組みについて改めて聞きながらよいものをこれからどんどん取り入れていければと思います。

○八田委員 あと、もう一つ、よろしいでしょうか。

続いて、639ページ、資料3-5の若葉いきいきプラザがちょっと全部見ていないのでわからないですけど、恐らく男性利用者、結果分析のところ性別で男性利用者が42.8%で、女性が52%と書いていまして、さらに男性利用者が多くなっている、他の施設に比べて多くなっているなというふうに思ったんですけども、なかなかどの施設も男性利用者が伸び悩んで苦労されている中をどういうところに力を入れて、男性利用者をここ

までの比率にもってこられたのかなということをお伺いすればというふうに思うんですけども、ぜひ、それを他の施設でも教訓にさせていただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○事業者（社会福祉事業団） 若葉いきいきプラザの丸山です。よろしくお願いいたします。

常々、男性の利用者の方、多かったんですけども、お風呂があるというのと、お風呂はやはり男性の利用者の方が多くなっておりますので、その点、男性の方が多いのかなと思われるのと、あとは車で来られる方、ほとんど車でしか来られないようなところにありますので、やっぱりまだ運転免許返納も増えているんですけども、運転される方も男性の方がやや多いので、やはり利用率が男性のほうが多いのかなというふうに思います。

あとは、生きがい活動というのものもあるんですけど、そちらも男性の方、比較的他の区に比べますと、比率的に半分男性がいるという曜日もありますので、その理由を突き詰めたわけではないんですけども、ちょっと若葉区、独居の男性の方が多くなっておりますので、やっぱり自然に触れ合えるような場を求めて来られているのかなということも考えております。

以上です。

○八田委員 ありがとうございます。ちょっとパッと見た限りでは、高齢者福祉講座でも591ページの3行目に、男女比率で男性4割、女性6割ぐらいの比率に全体としてなっているわけですけども、講座によっては、592ページの趣味講座①デジタルカメラ撮影法などでは、男性のほうが67%、女性33%で、男性が何というんでしょう、好評を得られる取り組みをなさっていることもあるのかなというふうに思いながら読ませていただいたんですけども、ぜひ、男性利用者を伸ばしていくためにはどうすればいいのかというところで、若葉だけではなくて、ほかにも高いところはあると思うんですけども、分析し、教訓を引き出させていただければなというふうに思いました。

あと、続いてよろしいでしょうか。

1385ページなんですけれども、美浜いきいきプラザは、同好会の一覧表がありまして、同好会はなかなか高齢化で解散する同好会もいる中で、募集をしようということで、こう一覧表をつくって募集をされているんですけども、その中に、英会話、上から幾つ目というところとちょっと多い、女性限定と書いた英会話同好会があるんですけども、やさしい英会話、上から11行目に、女性限定とありまして、ちょっとひっかかりを感じたのですが、何か市民の平等な利用を確保するという観点から見て、どうなんだろう、同好会の自主性というのも大事にしなければいけない面もありつつも、英会話を行うのに、女性限定でなければいけないという必然性は特に思い浮かばなかったもので、これについて何か理由をご存知でしたらお伺いしたいんですけども。例えば、スポーツとか何か運動するので、男女別にやるというのなら、ちょっと理由として納得するんですけども、英会話を行うのに、女性限定のサークルというのはなぜなのかなとちょっと思いまして、今後、同好会を活発にしていかなければいけない中で、これどう言ったらいいんでしょう、制約を設けることなく誰もが参加できる同好会にしていけるようにするのが、本来でないかなというふうに思うのですが。

○事業者（社会福祉事業団） 美浜いきいきプラザの中田と申します。

正直、私も今見て初めて気がついたことで、内容的には同好会の自主性というお話、さっきちょっとしていただきましたけれども、同好会から出てきたものをプラザが受け取って、そのまま掲示するという流れであると思います。

ただ、委員が今おっしゃったとおり、やはり何で女性に限定するのかという理由もわかりませんし、その辺はプラザとして同好会に聞くことは可能ですので、その理由を聞いた上で、もし改善できるのであれば、同好会と話し合いの上、ちょっと取っていただくと。それなりの理由があるようでありましたら、またちょっとご報告させていただくということで、ちょっと同好会に確認させてください。すみません。

○八田委員 ありがとうございます。

あと、これはちょっと指定管理者に対するというのではないんですが、868ページの意見箱というところで、ア、ご意見箱の中に、AEDの設置をお願いしたいというのがあります。これは千葉市に要望するというので報告しますというふうに書いてあるんですけども、やはり高齢者の施設で、かなりいろいろ読んでいますと、緊急搬送された方というのは、やはりどの施設も2件か3件は出ている中で、AEDがないというのは、やっぱり問題じゃないかなというふうには思うんですけども。これ千葉市のほうへの要望ということになるので、ちょっとあれなんですけれども、これは設置の方向で検討いただくことは可能なんでしょうか。もしくは、近隣の何か公共施設がありましたら、そこから借りるとか、学校と共有するとか、何か対策を考えないといけないのではないかなというふうに思うんですけども。

○高齢福祉課担当 AEDの要望は、以前からいただいております。千葉市のあらゆる公共施設全てに置いてあるわけではないんですけども、確かにおっしゃっていただいたように、高齢者対象の施設ということもありますので、この要望をしていきたいなと思っています。いきいきセンターの中には、ぽつんと建っているところと、あと、近くに公共施設があって、すぐ1分で借りられるようなところもあるので、必ずしも要望しても全部というわけにはいかないとは思うんですけども、そこについてはちょっと財政当局と交渉していきたいなと思っています。

○八田委員 ぜひ、よろしく願いいたします。

あと、ちょっと細かいところなんですけれども、例えば1155ページ、これ土気いきいきセンターの施設利用目的のところに、入浴・シャワーを目的とされている方、お一人いらっしゃって、下のグラフにも入浴を目的とする方がいらっしゃるんですけど、土気いきいきセンターってお風呂はないですよ。なので、ほかにもさつきが丘にもそういう記述があったんですけども、これは調査票が恐らくお風呂があるところもないところも利用目的の選択肢の中にそれが入っているために、間違えて丸をされたのかなというふうには思うんですけども、何かそういう調査ですので、正確にいろいろデータをとるということ考えると、細かいですが1件か2件の話なんですけれども、ちょっと調査票を工夫できないかなというふうに思うんですけども。

○事業者（社会福祉事業団） 土気いきいきセンターの白井と申します。

今おっしゃったように、センターのほうには入浴施設とか、シャワーの設備がございませんので、ご利用者のほうがほかの緑いきいきプラザですとかを使っている方が同じような形で入浴というふうに記載されたものだと思いますので、今後ちょっとまた、

誤解とかちよっと間違いがないように、センターについては項目に沿ったような、またアンケートにするとかというところで、またちよっと全体で検討していきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○八田委員　ありがとうございます。

ちなみにこのヘルストロンマッサージ機というのは、これはどのセンターもプラザもあるものなんでしょうか。

○事業者（社会福祉事業団A）　どのセンターもではないと思います。ないところもあります。ヘルストロンがないところがあります。マッサージ機はどのセンター……

○事業者（社会福祉事業団B）　ないところもあります。

○事業者（社会福祉事業団A）　すみません、マッサージ機もないところがあるようです。

○八田委員　ちよっと、ややこしくなると思うんですけども、これを見ると、選択肢の中に入ってきているので、それがゼロ件の意味が、ないからゼロ件なのか、目的としてないからゼロ件なのか、全然意味が違ってくるので、ちよっと何か工夫をしていただけるとありがたいなというふうに思いました。

以上です。ありがとうございます。

○森山部会長　ほかにご質問はいかがでしょうか。

○高齢福祉課担当　すみません。先ほどの経費の件ですけども、まず計画の金額を一旦お支払いをしているんですけども、後で精算をして返還をいただいています。それが実績の計画、すみません、3ページのところの収支状況のA、収入のところの指定管理料の計画と実績のところなんですけれども、まず計画のところの金額を市が一旦お支払いをしています。その後、実績の金額になるんですけども、その時点で精算をしていて、一部ご返金いただいております。返金いただいているのは、人件費の部分。人件費の部分では実績、実際にかかった人件費の額で精算をいただいていますので、その差額をお返しいただいております、ここの差額となっております。

○岡田副部会長　記載している事業内容の精査によると書いてありますよね。事業内容の精査、下のほうですか人件費は。例えば、人が一人減ったとか、そういう話ですかね。あるいは。

○高齢福祉課担当　人件費、予算要望するのが前年度なんですけども、実際には、4月に人事異動とかがあったりして、単価が高い人が来たり、単価が安い人が出ていたりとかというのがあって、ちよっと差額が結果として出てしまうんです。

○岡田副部会長　ちよっとお答えにしにくいのはわかっているんですけど。少な目になるということは多目に計上しているということですね、大体ね、これを言うと。実績は、下になるということは大体多目に計上していると考えていいのかな。ちよっとお答えにいかもだけれど。多分、逆になると思う。お叱りを受けちゃうからちよっと多目になっていると思う。いいです。今の回答で結構です。

○森山部会長　ほかにご質問はいかがでしょうか。

○鏡委員　鏡ですけど、先ほどの一番初めのミッションのところで、高齢者の健康づくりや「介護予防」の場を提供していくということをつけていますよね。最近、行政評価の中で、この高齢者に係る事業で、常套句のように健康づくりとか「介護予防」は常に入

ってくるんですけども、「介護予防」のそれでは評価・効果についてどのような評価をされているんですか。どのような「介護予防」の効果があつたというふうにお考えになんてでしょうか。

○高石高齢福祉課長 確かに「介護予防」の評価というのは非常に難しいところございまして、市としてもいろんな介護予防事業を行っているんですけども、じゃあ果たして、何によってどれだけの効果が出たのかというのは非常にその効果については難しいというふうに思っております、ただ、やはり指定管理としてやるからには、何かしらのアウトプットの効果とかというのは、見えるようにするというのには必要だと思いますので、ちょっと今すぐに、どういう指標でということはなかなか言えないんですけども、そういったものも検討してまいりたいというふうには思っています。

○鏡委員 これは私の感覚なんだけど、結局、「介護予防」をおやりになっている自治体は、ある意味、言った者勝ちのようところがあつて、これが効果だというふうに決めつけてね、例えば要介護認定とリンクさせるとか、あるいはアンケートをとってどれだけ身体状況が改善したかとかというふうに出せば、それなりにこう出てくると思うんですよね。だから一応、いろんなところから責められたときに、財政部分とか、それから議会とかでいろいろご質問があると思うんだけど、それに向けてはやっぱりこういうことが効果ですよと言っておかないと、恐らく事業もなかなか守っていけないんじゃないかと思うので、そこが整理されて、何かうまく理屈がつきそうなデータとのリンクというのは必要なんじゃないかなというふうに思いますけど。

ということで。

○森山部会長 ほかにいかがでしょうか、ご質問。

それでは、他にご質問がなければ、次の議事ですね。選定評価委員会の意見にかかわる協議のほうに入りたいと思います。

それでは、まず、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するという観点から、「指定管理者の財務状況」について、ご意見を伺いたいと思います。

なお、事前に事務局から、指定管理者である法人の3年分の決算書類をお配りしておりますが、これらの資料をもとに、まず、岡田副部長より専門的見地からのご意見をお聞きしたいと思いますので、ご発言をお願いいたします。

○岡田副部長 岡田でございます。

それでは、事前に資料をお渡ししてありますので、ちょっと見ていただけますでしょうか。

社会福祉法人全体の財務状況、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団、決算期がありまして純資産で平成26年3月末、27年、28年、29年、31年3月末が1224ページの法人単位貸借対照表、こちらの借方と貸方とございまして、負債の下のほうに純資産額という欄がありまして、その純資産額の合計なんですね、これが、13億8,808万9,972円、昨年度30年3月期に比べて約8,000万円ほど増えています。それから、社会福祉法人のほうの法定監査が始まりまして、31年3月期は一応2回目ということで、その1235ページのほうに千葉第一監査法人の本橋先生のほうの監査報告書がついておりまして、監査報告書は私たちの言葉で言うと適正意見というんですけども、会計士のほうの言葉で言うとね、不適正とか意見差しかえとかじゃなくて、要するに正しい、

適正ですよというときの適正意見というんですけれど、一応適正意見の監査報告書はついております。昨年も適正意見ですけれど。

それから、財務状況で、今度は私のつくった資料のほうでございますけれども、今度は場所別というんですか、拠点別というんですか、1225ページちょっとボリュームがたくさんあるので探すのも大変なんです。1225ページから貸借対照表の内訳表というのがありまして、そのこのところで中央いきいき、以下、花見川、稲毛、指定管理のところですかね。若葉、緑、美浜、小計、で、全体の法人全体。その他は、これ以外全部その他に入っています、一応、純資産マイナスのところは中央いきいきさんですか。後は稲毛さんと若葉さん、若葉さんが昨年もマイナスで今年もマイナスなんですけれども、先ほど都賀で、途中から始まったというところね、都賀はここにはマイナスが出てきませんでしたけれど、そういうことで、一応、全体にすると良好でございますということです。

それから、その後、法人単位の事業活動計算書というのが、これが1218ページのほうですね。社会福祉法人全体の、会社でいうと損益計算書というんですか、業績評価をあらわす事業活動計算書、これによりますと31年3月期、私のほうのこの決算書と同じ数字を書いてあるだけです、税引き前で9,918万9,681円、法人税・住民税・事業税を引いた後で9,842万4,181円ということで、昨年が5,700万円、今年も9,800万円。29年、28年ずっと差引利益を計上しております。で、所見のところに書いてありますように、昨年が5,700万円、今年が9,800万円ということで、一応順調にきております。29年3月期に比べると少し下がっておりますけれども、順調にきております。ということで、全体として良好であるというふうに判断でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○森山部会長　ありがとうございました。

ただいまのご意見を踏まえて、ほかの委員の皆様から何かご意見がございましたら、お願いいたします。

○岡田副部会長　それで、ちょっといいでしょうか。私のほうからちょっと質問出したところで、一緒に入れてやっちゃっていいですか。

じゃあ、一応回答もいただいたので、先ほどの、財務状況の下のほうに書いてございます、法人への質問、確認事項、1番ですね。昨年、私のほうが言ったのかもしれませんが、1205ページから拠点別の指定管理の収入と支出ですか、それと、指定管理以外を収入、で、指定管理と指定管理以外を足すと決算額になりまして、これが拠点別の収入と支出になるわけですが、こちらのほうを例えば、すみません、答えはわかっているんですけれど、一応質問しましたので申し上げますので、その決算額にある数字と、その後に出てくる事業活動内訳表の拠点別のところの数字が違うということで質問したんですけれども、ちょっと回答のほうを見ていただけますでしょうか。私は公認会計士で、そういう見方も知らないで、委員をやっているでもいいんですかと叱られちゃうかもわかりませんが、一応、こちらの1205ページのほうは、よく見ますと資金のほうでお金の動きのほうですと、事業活動については、要するにお金の動きがない費用ですかね、例えば、引当金です。これが含まれているということで違うんですというご回答をいただきましたので、納得いたしました。ありがとうございました。余計な質問だったかもしれ

ませんけれども。

それから、2番目のほうは、ちょっと質問の趣旨が伝わっていたかどうか分からないんですが、先ほどの1205ページの拠点別の委託料の、指定管理の分と指定管理外を分けていただいて決算書にして、例えば、1205ページのところを見ますと、中央いきいきプラザ拠点区分で、指定管理のほうの収入と経費を引くと、1205ページの下のほうですよね。収支差額を見ますと△648万2,785円と、要するにマイナスなんですよね。指定管理以外が収入と経費が1,084万8,714円、これ無印ですからプラスですよね。決算額のほうを見ますと差し引きますので、436万5,929円、ちょっと全部やっているとお大変なんですけれども、その次の1206ページ、花見川いきいき、ここも指定管理のほうマイナスで、それ以外がプラス、その次の稲毛も指定管理はプラスなんですけど、87万5千円でそれ以外が428万5千円、要するに指定管理以外のほうがプラスが多いと、最後までちょっと見ていて、基本的に指定管理のほうマイナスが多くて、それ以外はプラスですか、そういう状況で指定管理のほうは先ほど査定とか厳しく管理があるので、悪くなるけども、その分をそれ以外のちょっと質問が不適切であれば後で直しますけれど、それ以外の指定管理以外のところでちょっと言葉は、わかりやすく言うと調整しているんじゃないかと思われちゃうんですが、そういうことはないですよ。という質問だったんですけども、回答のほうを見ますと、予算措置された財源の範囲で事業を実施しているため、収支差額が大きくなることはありません。今のは指定管理です。予算措置をされた範囲内で実施しているので、要するに指定管理で管理された数字でやっているの、収支差額が多く出たらおかしいことになっちゃいますからね。で、マイナス・プラスがあることについては、先ほどとちょっと似ているかも、人件費が主な要因となっていますと、これがそうですね、先ほども同じ感じ。人件費は前年度に実際に配置された人員で予算措置をしており、予算措置後、人の異動があったりすることによって、人件費の移動が、収支差額が生じておりますと。で、指定管理外については、自主事業であるデイサービスセンターの運営が堅調であることが主な要因となり、収支差額はプラスになっておりますと。これを読むと、結局指定管理のほうは予算管理で運営をしていて、しかも人事異動があったりして人件費の移動があったりすると。基本的には、だからプラス・マイナスゼロですかね。でも、実際に見るとマイナスが多いんですけれどもね。指定管理以外については、自主事業であるデイサービスの運営が堅調であることが主な要因ですと書いてあることを見ると、指定管理のほうはマイナスを、結果的にデイサービスのほうから、それ以外でカバーしているという結果になっているのかなと推定されるんですけれども、もし何か財務のことでおわかりになる方がおりましたら。あるいは、後でしたら、後で結構ですけども、お答えがあれば。

○事業者（社会福祉事業団） 社会福祉事業団の中村と申します。

今、委員からご指摘いただいた部分なんですけれども、1205ページ。岡田委員が指摘くださった中央いきいきプラザの収入支出決算報告書（委託料）をご覧いただきたいと思います。

今、上の収入の指定管理以外の部分で、下から3番目、拠点区分間繰入金収入という欄がございます。こちらに、3225000（円）という数字がございますが、こちらが先ほど岡田委員もご指摘いただいた人事異動等で、我々の法人の中で、ほかの指定管理や自

主事業の部分ですね、そういった中で、人の異動があった際にそういった、でこぼこをこの指定拠点区分間繰入金で拠点のでこぼこを正すような作業をしております。こちらは指定管理料とは別のものなので、指定管理以外のところにこちらの金額が記載されておりますので、必然的に収入が多くなる関係で、指定管理以外の収支差額が大きくなるということです。

○岡田副部長　　今のご回答の、数字を見るとそのとおりですよ、ほかのところも。ほとんど全てその他の収入のところ。これは、あれですか、指定管理のほうの収入ではないということなんですね。だから、こっちにその他にしてあるんですね。

○事業者（社会福祉事業団）　　その、法人の中全体でのお金の動かしの結果というところなので。こちらの回答に記載したデイサービスセンターの堅調ということも、こちら全てのいきいきプラザではなくて、3カ所のプラザに限定されますので、今の法人内での人事異動による資金の動きということが、一番大きな要因です。

○岡田副部長　　ちょっと時間の関係で余りないんですけど、例えばこれ、中央いきいきさん、1205ページのところで、今お話の754万3千円ですか、その他の活動収入。

○事業者（社会福祉事業団）　　はい。

○岡田副部長　　これは、そうすると、異動による、何というんですかね。

○事業者（社会福祉事業団）　　でこぼこをならず部分が、拠点区分間繰入金収入になります。

○岡田副部長　　例えば、500万円払っていた人がいなくなって、400万円の人がもし来たとする、その100万円の補填みたいなものですか。

○事業者（社会福祉事業団）　　はい。

○岡田副部長　　そうすると、ちょっとこれ、意見じゃなくて私見ですけど、何か指定管理のほうに入れられないんじゃないんですか、そういうの、違うんですかね。実際は、もし、その人は指定管理の仕事をしている人であれば、その他じゃないような気がするんですね。もしそういうお金であれば。ちょっとこれ、中身よくわかっていないから、今の意見は後で訂正するかもわかりませんが、聞いた範囲だけです。

この資料を私が去年か何か質問した趣旨は、多分一般的に指定管理の分と、要するに決算書の合計と、指定管理と、それ以外があるので、指定管理だけを見て判断しちゃうと、それ以外どうなっているかということがわからないので、決算書の数字と指定管理の数字と、それ以外の数字と分けてやればわかるんですよと言ったのが、今みたいなことがわかるということなんですけどね。一般的な企業の話で、よくそういう傾向をやるのがあるので、ちょっとこれはあれですけど。検討課題ということで、後で、またお願いします。

ほかの方の委員のほうもありますから、どうぞ。

○森山部会長　　それでは、ほかの委員の皆様から何か。

○鏡委員　　鏡です。

先ほどの、岡田委員の大変重要なところで、実は、地域包括支援センターとか、居宅支援事業所との関係とか、あるいは、いわゆる委託料でやっているところと、その介護報酬をもらっているところの、その決算というか財務会計の関係とも絡んでくるんですけど、本来この公金で作業される部分というのは、公金の決算として出すべきだと思うんです。

よね。恐らくここについては、先ほどのお話のとおり指定管理以外の、例えば、いきいきプラザだと7, 432万8, 465円の収入があるわけですよね、これはいわゆる、介護保険事業の収入だと思うんですよ。で、介護保険事業の収入であって、なぜここに出ているかという、その職員の方々が、この介護保険事業をおやりになっているからだと思うんですよね。

○事業者（社会福祉事業団） 拠点の中に、デイサービスセンターというものが併設されている関係で、会計上同じ拠点の中に決算としては、一つの拠点として計上するというのが会計上のルールになっているので、その結果、ちょっとこういう記載になっております。

○鏡委員 会計上のルールというか、従来からですよね。要は、措置委託のときから、そういう公的に充てる部分と、当時措置費だったけど措置費でやっている部分が一体になって、それで決算したという流れがあったんだけど、介護保険の場合には、保険収入なんですよね。だから、本来でいうと、公金でやっている部分と保険収入の分と分けなければならないはずなの。だけど、実際には地域包括支援センターの職員もそうなんだけど、例えば、包括支援センターの業務でいったとしても、指定介護予防支援事業所のケアマネジャーとしての質問を受けたり、あるいは、車でも包括支援センターの車で行って、ここで言えば公的な部分の車で行って、それで介護保険のお話をしてくるという場合だってあるわけですよ。だから、多くの事業所は決算で案分している形が多いんですよね。恐らくそれで、320万円強というのが案分された結果、ここ7, 400万円から持ってきているというような、そういう意味だと思うんです。

○事業者（社会福祉事業団） 鏡委員のご懸念も、もちろん重々承知の上なんですけれども、我々デイサービスセンターと老人福祉センター、こちらのいきがい活動、サービス区分として完全に経理区分を別にしております。サービス区分の積み上げがこちらの拠点区分、中央いきいきプラザの拠点区分になるだけで、明らかに配置している職員も全く別ですし、それから車両、こちらもデイサービスセンターの会計の中でリース契約をして支払いを行うというように、完全に別物にしております。

○鏡委員 そうしたら、ここに入れる理由なんかないじゃないですか。

○事業者（社会福祉事業団） こちらは、老人福祉センターに異動してくる職員が、委員もご存じのように我々の障害の分野ですとか、それから、自主事業の分野から法人の人事異動の関係で、人の動かしの、先ほど岡田委員の指摘のあったでこぼこの部分を修正している金額がこちらになります。

○鏡委員 別会計でやっているなら調整なんかする必要ないじゃないですか。

○事業者（社会福祉事業団） こちらは、指定管理以外のところに、その、デイサービスが含まれている形なんですね。

○鏡委員 指定管理以外のところにデイサービス、もちろん、だから介護保険事業としてのデイサービスをおやりになっているということですね。

○事業者（社会福祉事業団） そうです。

○鏡委員 それはだって、指定管理とは全く別の話。

○事業者（社会福祉事業団） はい。我々の法人の自主事業としてやっているもので、こちらの表の左側の指定管理という部分が、千葉市から指定管理を受けているお金の動き

になります。

○鏡委員 いや、だから、それはわかりますよ。だから公金で動いている部分でしょう。

○事業者（社会福祉事業団） はい。

○鏡委員 じゃあ、なぜ、その指定管理以外の部分の、いわゆる介護報酬の部分で、ここにまぜる必要があるんですか。

○事業者（社会福祉事業団） これは、昨年岡田委員からご指摘いただいた拠点の中で指定管理で動いている部分と、指定管理ではない部分があるので、それがわかるように帳表を作成するというので、こちらの形に落ちついた経緯があります。

○鏡委員 よくわからないな。つまり、公的にやっている部分に指定管理以外の介護報酬のお金が入っているということなんですか。

○事業者（社会福祉事業団） それは入っていません。

○鏡委員 でも、ここで見ると指定管理以外というのは、その線には入っているじゃないですか、欄があるじゃないですか。これは、どういう意味なんですか。

○事業者（社会福祉事業団） こちらを入れないと、先ほどの自主事業のデイサービスが含まれて中央いきいきプラザという、我々の決算上は拠点として決算をするので、その数字が合わなくなるんです。中央いきいきプラザは指定管理部分と自主事業のデイサービスを含んで決算を行います。これは、法人の決算として行います。で、こちらに仮に指定管理部分のみを記載すると、決算額とこちらの帳表の数字が合わなくなります。

○鏡委員 事業はやっていないんだけど、その法人の収支として明らかにしたほうがいいのか、この表なんですか。

○事業者（社会福祉事業団） はい。

○鏡委員 そういうふうに、きちんと分けているんだったら、わかりました。そういうことであれば。

○森山部会長 ほかに、ご質問ございませんでしょうか。

○鏡委員 ただ、とはいいいながらも、腑に落ちないのは、結局だから、公的な部分の収支で赤が出たのは、その事業収入でカバーしているという面もあるわけですよ。法人としては。

○事業者（社会福祉事業団） 指定管理部分は、あくまでも指定管理以外と別物で我々は考えておりますので。

○鏡委員 いやいや、だから、協定金額としてマイナスが出ているところがあるわけですよ。例えば、中央いきいきプラザだと、最後単体の指定管理だけの収支決算を見ると、648万円の赤になっているわけじゃないですか。だけど、結果的には指定管理以外のことをやっているから、結果的には436万円のプラスになっているわけですよ。

○事業者（社会福祉事業団） こちらは、法人全体の指定管理の中でお金が動いているので、障害の部分の指定管理も含めた人事異動の中だと、こちらは、これ、たまたま高齢のエリアで指定管理が赤になっているだけで、決して我々も指定管理で赤字になると当然事業として受けることができないので、これはあくまで、こちらの帳表上はこうなっているだけで。

○鏡委員 帳表上なっていたとしても、事業としては赤字になっているんでしょう。この数字というのは648万円の赤というふうになっているじゃないですか。

○事業者（社会福祉事業団）　こちらが、先ほど岡田委員から指摘いただいたように、人の動かしの3225000（円）という数字が、本来はこの指定管理のエリアに先ほど岡田委員が入っているべきではないかというのが、そういったところのご懸念を招いているのかなと思うんです。本来は、こちらにも当然含まれているべきなんですが、そうするとこの指定管理料の経常経費、委託料収入と数字が合ってこなくなるので、指定管理以外のところに、その拠点区分間の繰入金収入が入っているという形なんです。

○鏡委員　だから、補填しているということですよ。

○岡田副部長　補填しているというふうに見られても仕方がない。

○鏡委員　それ以外、どういうふうに見るんですか。赤なんですよ、現実。

○岡田副部長　あと、ここに載っているところ全てなんですけれども同じ傾向なんですよ。全て指定管理がマイナスか非常に少ない数字で、指定管理以外がいいというとおかしいんですけど、だから、市の立場では言いにくいかもしれませんが、指定管理のところ以外のところではこうなんだと、何かちょっとそこが。

○鏡委員　指定管理者制度は別にもともと独自事業をやったって構わないし、収益事業やっても構わない話だから、それはだって別にそういう補填しているといったって構わないとは思いますが、ただ、決算上その事業について、いろいろ法人がそれで赤字を補填しているということは、議会等では問題になるかもしれませんが、あり方としては公金を余り出さないということで考えれば、それなりの理屈は立つのかもというふうには思いますけど。

もともと、介護保険制度ができたときに、要は市の直接行っている、市単事業にしてもそうだし、補助事業にしてもそうなんだけど、いわゆる福祉事業でやっている部分と、その介護保険会計でやっている事業のこの入り繰りの話というのは、非常に大きな話であったんですよ。これ、きちんと監査できる場所、多分どこもないと思いますよ。なので、そういう不透明な問題は含みつつも、今おっしゃったように重要区分は分かれているんだということであるならば、それはなるほどというふうに思いますけれど、ただ、気持ち悪いという人はいるでしょうね、法人の、なかなか言いたい人もいるだろうし、いろんなところのバランスを考えながらこういうふうになっているんだとすれば、わかりました、そこは。すみません、時間とって。

○森山部会長　ほかにいかがでしょうか。

○鏡委員　あともう一点、ちょっと聞いていいですか。

今、将来に向けての管理運営の話をしてもいいの。

○事務局　次です。

○鏡委員　じゃあ、いいです。

○森山部会長　それでは、いきいきプラザ及びセンターにおける指定管理者の財務状況に関してなんですけれども、当部会の意見としましては、岡田先生のご意見のとおり、良好、順調な財務状況であるという意見ということで、よろしいでしょうか、先生方。

（はい）

○森山部会長　それでは、当部会の意見としまして……

○鏡委員　ちょっと絡めての話なんだけれど、例えば、多分いろいろ財務的に財政部門とか、あるいは企画部門とかから責められていると思うんだけど、この後、社会保障全

体のバランスの話とか、それから、高齢者に対してどの程度の給付を維持していくのかということ絡めて言うと、受益者負担の話というのは出てくるんじゃないかなと思うんだけど、これについてはどんな議論があるんですか。全く議論ないんですか。つまり、例えばカラオケとか、それから浴室とか入浴とか、いわゆる個人が中心に、言ってみると楽しんでいるところありますよね。だから、そういうところに公的なお金でそういう楽しさを共用していくのが本当にいいのかという議論で、これから出てくるんじゃないかなと思うんだけど、何かその、例えば、カラオケは受益者負担を求めようとか、それから利用料を求めるとか、それから入浴についても利用料を求めようとか、そういう議論ってあるんですか。

○高齢福祉課担当 一応、国の通知では、老人福祉センターは原則無料でやってくださいというのが前提としてあって、今まで無料でやっているんですが、その中でも先生のおっしゃったような議論もあって、現段階ではお風呂は100円とりましょうというのはやっているんですけども、それ以上に、カラオケもとかというところまでは検討は現時点ではしていません。

○鏡委員 内部では結構責められるんじゃないの。財政なんかでは。

○高齢福祉課担当 これの話題は上りますけど、国の通知で無料と書いてあるのでというお答えをしています。

○鏡委員 国でいっている老人福祉センターって、もう少し規模小さくて、それで事業なんかも、もう少しコンパクトになっているんですね。だから、ここの千葉市の老人福祉センターというふうに位置づけているプラザってすごく事業が大きくて、これ大規模な施設じゃないですか。だから、国の通知でいっている老人福祉センターの概念をちょっと超えているように思うんですね。だから、そうすると独自の負担策というのも考えていってもいいのかなと思うけど、別に今特に議論になっていないんだったらいいけど、多分将来的にそういうふうに言われるから、だからある程度理論武装をしておいてもいいんじゃないかなというふうに思ってちょっと質問させていただきました。

○森山部会長 よろしいでしょうか。

それでは、当部会の意見としましては、法人全体の財務状況は前年に引き続いて良好、社会福祉事業区分の財務状況も全体で見れば順調であるというふうな趣旨で、まとめさせていただきたいと思っておりますけれども、委員の先生方、いかがでしょうか。

○岡田副部会長 先ほど言ったように、拠点のところ指定管理と指定管理以外の部分の案分については、検討というか工夫が必要であるという意見がありましたというのをちょっと残しておいてもらいたいですけれど。

○高齢福祉課担当 そうですね。これ、書き方は確かにマイナスになっているように見えるので、書き方については次年度に変えさせていただきたいと思っております。

○岡田副部会長 資金のほうですよ、資金というか事業活動のほうじゃないような気がするんですけど、資金が出てきますね。だから、資金は内部の動きですよ、資金はね。だから本当の損益ではないのが入ってきているから、いろんなことありますからね、ちょっとその辺も。

○森山部会長 それでは、岡田先生のお話にもあったように、つけ足しとしますと、書き方については検討いただきたいというところで、まとめさせていただければと思います

けども、先生方、よろしいでしょうか。

(はい)

○森山部会長　じゃあその旨決定したいと思いますので、よろしくお願いたします。

では、続きまして、指定管理者による施設の管理運営について協議したいと思います。ここでは、管理運営のサービス向上や業務効率化の方策、改善を要する点、また、評価する点などについて、ご意見をお聞きしたいと思います。

なお、ご発言の際は、いきいきプラザ及びセンター共通の意見なのか、個別の施設に対する意見なのかを明確にさせていただきたいと思います。それでは何か、ご意見はございませんでしょうか。

○鏡委員　先ほどお話をした介護予防の効果というのは、わかるようにエビデンスを用意いただきたいということなんですが、それは、一つお願いします。

○森山部会長　ありがとうございます。

ほかにご意見いかがでしょうか。

○岡田副部会長　私も先ほど、3ページのところのあれですね、実績と計画と提案のところの欄が狭いので書きにくいと思うんですけど、何かもう少し、例えば、人件費の差額によるとか、もう少し何か具体的にこの計画の精査によるだけじゃなくて、もうちょっと少し、もし書き切れなかったら、どこか別紙か何かに書いていただくと。提案した額と、例えば、1割近く実績が下回っているわけですから、計画と比べるとじゃないんですけどね、だから、それなりの額が違いますので、一応ご説明というか、わかりやすくお願いします。

以上です。

○森山部会長　はい、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○八田委員　新規利用者、特に男性ですとか、あと、60代の利用者の確保というか、への利用の広がりを進めていただきたいということ、利用の促進を進めていただきたいということをお願いいたします。

○森山部会長　利用者の。

○八田委員　なかなか利用が進んでいない業者、目標達成ができていない施設もいろいろあることから、新規利用者を獲得することを、特に60代、70代の方が中心になっていっていますので、60代の方やあるいは男性の利用者の獲得に努めていただきたいということです。

○森山部会長　はい、ありがとうございます。

○岡田副部会長　部会長の意見はないですか。

○森山部会長　それでは、ほかにご意見、ご発言がないようでありましたら、いきいきプラザ及びセンターにおける指定管理者による施設の管理運営に関し、当部会の意見としましては、まず一つ目が、介護予防の効果がわかるような指標の作成を検討いただきたいということと、あと、収支状況の主な要因などの表記の仕方、記述の記載方法について検討いただきたいという意見と、あとは、60代の方やあるいは男性の新規利用者の拡大についての検討をお願いしたいという、この3点のご意見・要望としてまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい)

○森山部会長 はい。それでは、ありがとうございます。

それでは、その旨決定したいと思います。

では、事業者の皆様お疲れさまでした。

次の議題に移りますので、必要があれば入れかえをお願いいたします。

(事業者入れかえ)

○森山部会長 それでは、続きまして、議題の(3)千葉市幸老人センターについての議題に入りたいと思います。

まず、施設の評価にかかわる資料について、事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

○高石高齢福祉課長 それでは、引き続き幸老人センターについて、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、まず、評価シートの説明に入る前に、千葉市幸老人センターの概略について、ご説明をさせていただきます。

幸老人センターにつきましては、昭和48年に整備された老人クラブ等が研修やレクリエーション活動及び趣味活動を行うことにより、高齢者が健康で生きがいのある生活を営むことができるようにすることを目的とした施設でございます。所在地につきましては、美浜区幸町で2階建ての建物のうち、2階部分を幸老人センターとして使用をしております。

それでは、幸老人センターの評価について、ご説明をさせていただきます。今度は青いファイルの、インデックスの資料の5とついております1295ページをご覧ください。

「1 公の施設の基本情報」についてですけれども、施設の名称及び条例上の設置目的は記載のとおりでございます。

次に、ビジョンですけれども、高齢者が明るく健康で、生きがいのある生活を送ることができる地域社会を構築していくとしております。

ミッションは、高齢者に地域との交流やレクリエーション活動、趣味活動を行うことのできる場を提供していくとしております。

続きまして、成果指標ですが、これは施設利用者数としております。平成29年度の利用者数を基準といたしまして、千葉市の高齢者人口の伸び率を乗じた人数以上としております。

次に、「2 指定管理者の基本情報」についてですけれども、指定管理者名は、千葉幸町団地自治会となります。所在地は記載のとおりでございます。

指定期間は平成30年4月から令和3年3月末までの3年間となっております。

選定方法につきましては、千葉市幸老人センターは昭和48年に整備をされまして、設置当初から地元の千葉幸町団地自治会の管理協力を受けておりまして、施設利用が地元極めて密着をしているということから、非公募としております。

管理運営の財源につきましては、市が支払う指定管理料となっております。

続いて、「3 管理運営の成果・実績」についてです。

(1) 成果指標に係る数値目標の達成状況についてですけれども、表は左から施設名、数値目標、平成30年度実績、達成率を記載しております。

施設利用者数の数値目標につきましては、平成29年度の利用者数に、千葉市の60歳以上の人口の増加率101.83を乗じて計算しておりまして、数値目標5,606人に対しまして、平成30年度実績は5,134人であり、達成率は91.6%となっております。数値目標を下回っているという状況でございます。

次に、1枚めくっていただきまして1296ページ、「4 収支状況」をご覧ください。

まず、(1)収支状況のア、収入ですけれども、費目として指定管理料、利用料金収入、その他収入という欄がございまして、それぞれ実績、計画、提案と項目がございまして、平成30年度の実績ですけれども、提案が40万7千円、計画が40万円、実績が95万9千円となっております。実績と計画の差分につきましては、主な要因の欄に記載しておりますけれども、千葉市幸町団地自治会の分担金等によって賄われております。

続いて、支出ですけれども、こちらは人件費、事業費等の費目ごとに記載しております。平成30年度の実績は、提案が40万7千円。計画が40万円。実績が87万2千円となっております。

続きまして、次のページ、「5 管理運営状況の評価」についてでございます。

まず(1)管理運営による成果・実績についてです。こちらは、施設利用者数につきましては、達成率が91.6%ということございまして、こちらC評価としております。

続いて(2)市の施設管理経費への寄与でございますけれども、支出の提案は40万7千円としておりますけれども、こちらは消費税を10%と見積もっていたためございまして、消費税の改定がなかったため実績としては40万円となっております。実施提案どおりであったため、評価のほうはC評価としております。

次に(3)管理運営の履行状況についてですけれども、ご覧のとおり、市の評価につきましては全てC評価としております。

続きまして、1298ページ(4)保健福祉局指定管理者選定評価委員会意見を踏まえた対応についてでございます。こちらにつきましては、昨年度までの委員会のご指摘をいただいた内容と対応・改善の内容を記載しております。

まず、1点目といたしまして、指定管理者の規定の整備を含めて、市は必要な指導・助言を行い、今後も管理運営の適正化に務めていただきたいというものでございます。こちらにつきましては、千葉幸町団地自治会の運営規約の改正について、自治会の総会に諮っていただきまして、こちらのほうで改正案が決定をしまして来年の4月の総会で正式に改定をするという予定となっております。

ここで、1458ページ、こちら最後になりますけれども、最終ページ1458ページのほうをご覧ください。新旧対照表についてでございます。

この規約のうち、昨年ご指摘のございましたものについて改正を行う予定となっております。まず、各委員会の議決の方法、こちらのほうが不明瞭であったため、まず、第4条②におきまして、議決の方法を各会の出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合には議長の決するところによることと定めることといたします。

次に、予算案の承認方法が不明瞭というご指摘であったため、第5条①の(2)及び第14条③におきまして、階段委員総会の議決で予算案を承認することということになります。

また、決算の承認方法も不明瞭であったため、第14条④で階段委員総会で承認をするということとしております。

それでは、1298ページにお戻りください。引き続きNPOの法人化につきましては、自治会のほうで検討をしていただいておりますけれども、事務手続等への対応が懸案事項ということで、まだ実現のほうには至っておりません。市としましては、今後も法人化に向けて引き続き助言をしていくという予定でございます。

続いて、2点目についてですけれども、老朽化した施設であるため、安全面等に配慮しながら利用者ニーズに即した施設運営に引き続き努めていただきたいというご意見でございます。

こちらにつきましては、利用者の安全のため、煙感知器等の消防設備の修繕や老朽化により使用できなくなっていた洗面器等の併設設備するよう修繕するなど、運営を継続しております。

続きまして、「6 利用者ニーズ・満足度等の把握」の(1)指定管理者を行ったアンケート調査についてでございます。

調査方法は、平成31年1月29日から3月6日までの間、アンケートを配布いたしまして、無記名にて記入の上、アンケート箱設置による回収にて実施をしております、20名から回答を得ております。アンケートの内容につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、1299ページ、(2)市・指定管理者に寄せられた主な意見・苦情と対応でございます。

こちらは、市・指定管理者ともに特に寄せられたご意見・苦情等はありませんでした。最後に「7 総括」についてご説明いたします。

まず、(1)指定管理者による自己評価についてですが、これは、市が指定管理者に求める水準等に則した、良好な管理運営が行われていた場合のC評価としております。所見といたしましては、幸老人センターにおける指定管理業務は、おおむね良好に遂行できた。利用者とのコミュニケーションをとり、安心して利用してもらえるよう努力したとしております。

続いて、(2)市による評価についてですけれども、評価の目安について、先ほどご説明いたしました、いきいきプラザ・センター同様の目安で評価をしております。

総括評価ですけれども、C評価としております。所見についてですけれども、市が指定管理者に求める水準に則した、良好な管理運営が行われている。施設利用者数については、数値目標に届かなかったものの、市が指定管理者に求める水準どおりであった。管理運営の履行状況については、概ね管理運営の基準・事業計画等に定める水準どおりに管理運営が行われていた。

評価の対象は、以上の9項目でございまして、全てがC評価でございましたので、全体もC評価としております。

幸老人センターの年度評価に関する説明は、以上になります。

○森山部会長 ありがとうございます。

それでは、まず、質疑応答から行いたいと思います。なお、ご意見は後ほどお聞きします。ので、よろしく願いいたします。ご質問がございましたら、お願いいたします。

○鏡委員 鏡です。そもそも、指定管理者の協定先はどこなんですか。

○高石高齢福祉課長 自治会になります。

○鏡委員 自治会になるでしょうね。指定管理者名が自治会となっているから、で、それでは、資料の1319ページに、要は通帳があってその通帳は長岡さん個人の通帳になっている。

○高石高齢福祉課長 はい。

○鏡委員 自治会の通帳じゃなくて。

○高石高齢福祉課長 はい。

○鏡委員 それから後、決算の報告も会長名で出ているんですね。自治会名で出ていないんですよ。これは、協定は個人と結んでいるわけじゃないんですよ。

○高石高齢福祉課長 団体として協定を結んで締結しております。

○鏡委員 だとすると、要は自治会というのは、その権利能力なき社団だというのはおわかりだと思うんだけど、今、権利性のない団体とどういう形で協定が結べるのかということになるので、それはまあ前回のときにもお話をしたんだけど、これ、まずいんじゃないんですか、というお話はしたと思うんですが、それについての何か改善点というのはなかったんでしょうかね。

○高石高齢福祉課長 まず、自治法上、法人格というところまでは求められていないというような、市としての認識は持っております。ただ、やはりそこで、より信頼される団体、権利能力社団であっても信頼される団体になるに当たっては、やはり規約のほうでより望ましい姿にする。で、また、NPO法人化に向けてもそれはクリアできれば、より信頼される団体というふうにはなりますので、そこに向けては市としても助言なり支援なりということは、していきますけれども、それができないからといって指定管理ができないというような認識は持っておりません。

○鏡委員 ただ、だけど自治会・町内会に加入している方が、じゃあ、全ての方がこの幸老人センターの管理についての責任をお持ちなんですか。団体だとすれば、自治会だとすれば、その全ての方がこの幸老人センターの権利関係ですよ、義務関係も含めて、それは拘束される話なんですか。自治会全ての方にですよ。自治会だというのであれば。

○高石高齢福祉課長 そのとおりだと思います。

○鏡委員 いや、ただ、だって今の契約の主体は会長さんとやっているわけですよ。これなぜかといえば、団体として契約できないから会長さんとおやりになっているんじゃないんですか。

○高石高齢福祉課長 契約はできないという認識はないです。

○鏡委員 じゃあ、会と協定書を結べばいい話なのに、何で個人の自治会長たる長岡さんの個人のところにお金を出すんですか。

○松本委員 これは権利能力なき社団なので、銀行実務上は団体名で通帳をつくることできないから、代表者の肩書付きの通帳ということで代替しているのが実情、銀行実務なんですよ。だから、別にこれ個人の通帳というわけではなく、代表者の肩書をつけて個人の通帳と区別しているという理解だと思います。

○鏡委員 ただ、とは言いながらも、それはだって、それぞれの構成員の方が理解しているかどうかということが問題なんですよ。なぜかと言えば、その少なくとも規約を見たと

きに、「幸老人センターの管理に関すること」というのは規約上に書いていないんですよ。これを見てください規約。新しい改正規約を見ても、幸老人センターの管理に関することというのは、自治会の仕事の中に入っているんですか。

つまり、読んでも多分出てこないと思います。やはりそこをきちんと整理してくださいというお話を前回のときさせていただいたんですよ。それで、基本的にやはり、一つは自治会・町内会が受けるとすれば、やはりNPOとか、法人格を獲得して、それでその指定管理者の受け皿になるような、そういう流れをするか、あとは、前回のときもお話がありましたけれども、規約の中に幸老人センターの管理運営に関することというのは最低入れておくというか、要は自治会の仕事としてそれを受けているんだということが対外的にわかるようにするという。私はそれでも不十分だと思いますけどね。不十分だと思いますけれど、そういうふうにするとか、何か今のままだと公的なお金を誰に出しているのかというのが、実は不明なわけですよ。もちろん、その通帳がつくれぬからという理由で、それで個人名の通帳を団体の通帳にしているというようなお話はあるけれども、だけど、じゃあ、その、団体が負うべき責任というのはどこの範囲までを負うのかというのが明確になっていないわけですよ。だから、そういう中だと、債務履行に関しては非常に不安定な状態にあるんじゃないかと思うんですね。だから、そういうことで本当に公的なお金を支援していくことが適当かということ、やはり整理していただくことは必要なんじゃないかと思います。将来、老朽化しているからとか、あるいは、将来やめるからとかという話はさんざん伺いましたけど、ただ、とは言いながら、現行の40万円というお金ではあるけれども、公金が出ているわけだから、それに対してはやはり市民の方々から疑義を持たれないような、そういう運営をしていくということが必要なんじゃないかと思うんですね。

○森山部会長　ほかにどうでしょう、ご質問。はい。

○松本委員　松本のほうからちょっと質問させていただきます。

この新しい運営規約の件で、恐らくこれ代表者の定めで、千葉幸町団地自治会長というのが代表者の定めになるんだと思うんですが、この代表者に関して選出方法なんか定められていないように読めるんですけど、その点はいかがですか。

具体的に言うと、第7条の1の会長1名とここに書いてありまして、この会を代表し、会を統括します。というふうに書いてあるんですけど、この会長の選出方法ですね。

○高石高齢福祉課長　すみません。確かにこの中ではそれはちょっと記載されていないというところはありますので、自治会のほうとも、ちょっとその辺のほうは協議してからに。

○松本委員　まだこれ意見じゃないですよ、質問です。

○森山部会長　ほかにご質問いかがでしょうか。

○岡田副部長　先ほどから、昨年出た意見のところにはNPO法人の説明がありましたけれども、事務手続等への対応が懸案事項となっていますと書いてあるんですけど、文字のとおりだと思うんですね、でも、やっぱり鏡委員からもありましたように、これ、市のお金が出ている以上は、事務手続が面倒くさいとかというのを理由にはできないと思うんですよ。だから、例えば、来年の4月1日からNPO法人にしますとか、どこかで決めていただいて、検討しますじゃなくて、ことしは無理だったら来年でもいいんですけど、

少なくとも期限を区切ってもらって、もしNPO法人できないときは、もう補助金は出さないとか、そういうふうにはっきりしたほうがいいと思うんです。そうしないと何か同じような議論をずっと去年もしたような気がするんで、個人なのか法人なのかとか、いろんな今のいろんな意見があったように、だからNPO法人にできないときは補助金は出さないと、あるいは、NPO法人にしてもらうという条件で出すような形で、あるいは法人なりにしてもらうのが一番いいんでしょうけどね。

○高石高齢福祉課長 指定管理の期間の中で、NPOを法人化しないと補助金は出せないというのは、なかなか難しいかと思うんですけれども、ただ、信頼性を高めるために規約なりNPO化というのは取り組んでいただくべきところだと思いますので、そちらについては市のほうとしても助言なり、そういったことを進めていきたいと思っております。

○森山部会長 ほかにご質問。

○鏡委員 もう1点ちょっと聞きたいんですけれど、1317ページに決算の報告書がありますね、それで、この自治会って1,200万円ぐらいの収入があるわけですよ。そう考えると、40万円の補助金を出さなくても運営できるんじゃないかというふうに思うんです。だから、ここから先は後で言うべきなのかもしれないけれど、要は普通財産にしちゃって、それを無償で貸与するというような使用貸借契約を結んじゃったほうが、で、老朽化しているんで安全については保障できないけど、勝手に使うんだったらどうぞみたいな形にしたほうが、すっきり行くんじゃないかなと思うんですけど。40万円の補助金を出しているんで、どうしてもやっぱり公的な責任が問われるし、ただ、利用しているところを見ると、ほとんどが自治会の人利用しているわけでしょう、もともと老人クラブというお話もあったので、そこからしていると、何かそういう利用の提供機会がありながらも、お金が出ているということに対しては何かちょっと不自然さも感じるんで、どうなんだろうということなんだけど。

○高石高齢福祉課長 こちらのほうができた当時の経緯というところもありまして、当初は大規模団地の対策としてできたという経緯がございますので、その中では自治会の活動も合わせて行っているという経緯がありますので、その辺のところはちょっとご意見として伺いさせていただきたいと思っております。

○森山部会長 ご質問いかがでしょうか。

○岡田副部会長 去年も聞いた気がするんですけど、今の続きですけど、たしか会費を全員からもらっていないような話があったので、今予算650万円で600万円ぐらい実績なんですけど、3,000円で割ると2,000人ぐらいなんですよ。いま、会員数って何人ぐらいいるんですかね、ここは。この決算書について、私たち意見を言っはいけないのかもしれませんが。

ちょっと関係ないかもしれないけど、マンションなんかの場合ですと、必ず戸数がわかっているんで、掛け算して払わない人は未収金を立てますけど。基本的に全部会員なので、何年間払わないと督促というか、内容証明郵便を出すとかやりますけど、こちらのほうは、まず会員になることは任意なんですか、強制じゃないということですか会員になることは。そこに住んでいる人、全員がなるわけじゃないということですか。その辺もちょっと。

○高石高齢福祉課長 必ずしも全員ではない。

○岡田副部長 払ってもらわなくても、どっちでもいいと。払わない人に払いなさいとは言わないと。

先ほど、鏡委員からもお話がありましたように、だから、この決算書を見ると何回も出る40万円がないと運営できないとかはないので、ちょっと言いにくいんですけど、市の立場でこれだけのことを、いろんなことを要望されるのであれば、もう要りませんということになれば、ちょっと余り何か申しわけないんですけど、議事録に書きにくいかもしれないけど、この金額で委員の方が激論をするほどの額じゃないような気がするんですけど、私的には。先ほどの、福祉事業団さん6億ですから、ちゃんと議論していいと思うんですけど、こちらは額が額ですので、中身まで余り細かいことまで言っちゃおうと申しわけないと思うので、それ以上は言わないように。

○鏡委員 ただ、公の契約の考え方として、額はともかくとして、余り適当でないやり方があるということ、我々が認めたという話はちょっとしたくないわけですよ、我々委員としては。

○岡田副部長 それはまずい。

○鏡委員 だから、そこをこだわっているんですよ。

○森山部長 ほかにご質問いかがでしょうか。

では、ご質問がなければ、意見にかかわる協議のほうに入りたいと思います。なお、先ほどから、委員の先生方がおっしゃっていますように、指定管理者の財務状況については、当該施設の指定管理者が地元の自治会でありますことから、特段委員の皆様からのご意見はいただきませんので、ご了承願います。

それでは、指定管理者による施設の管理運営について、ご意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。大分出てきてはいるかと思うんですけども。

○鏡委員 前回も、普通財産にしたらというようなご提案をしたんですけど、そこら辺の検討はされたんですか。

○高石高齢福祉課長 普通財産に関しては特に検討はしておりません。

○鏡委員 今、だから公の施設の位置づけで、それで要は責任は行政が主体になっていて、自治会・町内会にお貸しをしているというような構造ですよ。だから自治会・町内会が使うのは別に構わないと思うんですけど、そこに要は権利関係はありませんというふうにして、市の普通財産を使用貸借契約だけ結べば、そうすれば何か結構うるさいことにならないんじゃないかなと思うんですけど。そういうふうにはできないんですかね。もう、だから、要は公の財産としての行政財産としての使用期限はとっくに切れていて、本来取り潰すべきところなんだけど、地元の利便性を考えて、いつ壊れるかわからないけど、地元が勝手にお使いになるんだらどうぞ、というような、そういう提供の仕方だあってあると思うんですよ。そうすれば別に、補助金の話も出ないし、それから、施設の責任、公の施設としての管理責任も出ない、行政責任は出ないと思うんですよ。むしろ、だから、利便性としてはそういう、いつかは取り壊されるんだろうけど、取り壊されるまでは地元が使えるというような、そういう関係というのは構築できるんだから、何か基本的なスタイルを変えたほうがいいんじゃないかなと、私は思いますけどね。

○岡田副部長 たしか建物は千葉市が所有でしたか。

○高石高齢福祉課長 そうです。

- 岡田副部長 土地は。
- 高石高齢福祉課長 URです。
- 岡田副部長 もう大分老朽化しているんですか。
- 高石高齢福祉課長 そうですね。はい。
- 鏡委員 財産区分だけ変えるのは、特に問題ないですよ。難しい話じゃないと思いますけれど、ぜひ、そこは検討していただきたい。
- 岡田副部長 例えば、自治会にあげちゃうというわけにはいかないんですか、贈与しちゃったら。
- 鏡委員 あげるわけにはいかないんじゃないですか。これまで財産として市が持っていたものだから。あと、あげちゃうと取り壊しの、また費用もかかるので。
- 岡田副部長 あげるとよくないか。
- 鏡委員 欲しいとはいわないんじゃないですか。
- 岡田副部長 ある程度値段をつけて。
- 鏡委員 それは、無理でしょう。
- 岡田副部長 要らないと言われちゃったりして。
- 鏡委員 基本は、やはり使用貸借契約じゃないですかね。無償で貸し出す。
- 岡田副部長 ただで貸すと。
- 鏡委員 一番いいと思いますよ。
- 森山部会長 いかがでしょうか。今のご意見ですと、提供の仕方の検討をお願いするというようなご意見かなと思うんです。
- 松本先生、いかがですか。
- 松本委員 仮に今の権利能力なき社団として続けるのであれば、今せつかく運営規約の改正を進められていらっしゃるようなので、もう少し精緻なものにして、特に民主的な手続によって、組織の運営などがされているというのは重要なポイントになりますので、先ほど申しあげました代表者の選出方法だとか、あるいは、代表者の権限だとか、もう少し明確につけ加えて整理されたらよいかと思います。
- 以上です。
- 鏡委員 その前段の行政財産として、公の施設としてやっていくんだったら、やはり整備すべきところは、例えば、NPO法人を持っていただいて、法人格を持った団体と協定を結ぶとかという、その整理が必要ではないかと。それから、今、松本委員からもお話のとおり、規約の中にきちんとした必要項目を盛り込むと。先ほどの公平な手続の中で代表者が選ばれるということもそうなんだけど、後は、幸老人センターの管理を自治会が行っているんだということが明記されるような、そういう指導も必要になってくるんだろうと思うんですね。
- だから、前段の方法で公の施設でどうしてもやっていくんだというんだったら、やっぱりそれに見合うようなきちんとした規約の整備というのが求められると思うんですけど。
- 森山部会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。
- おおむねまず、現状のやり方でいくのであれば、規約あるいは法人化等々の整備の助言とか指導とかを、もう少し進めていただきたいというような方向のお話と、後は、提供の仕方を再検討するというようなご意見だったかなと思うんですけども、よろしいでしょう

か。

ほかに何か、ご意見等ありますか。

○岡田副部長 一応、期限をね。決めたほうがいいと思う。毎年検討というのはあれですから。やっぱり1年以内にやりますとか。

○森山部会長 いかがでしょうか。

期限を、目途を立てて検討いただくというような文言も取り入れるような形で。

○鏡委員 毎年、事務局の皆さんも同じような話を聞かされるのも苦痛でしょうから、やっぱり今度の総会等で整理するというのが必要になってきますね。

○森山部会長 ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

(なし)

○森山部会長 それでは、幸老人センターにおける指定管理者による施設の管理・運営に関し、当部会の意見としましては、まずは、規約や法人化等々の整理を期限を区切ったりするような形で検討いただきたいということ。

もう一つは、改めて提供の仕方についても検討をされるといいのではないかというような方向のご意見という趣旨で、まとめさせていただきたいと思いますが、先生方、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○森山部会長 ありがとうございます。

それでは、その旨決定したいと思います。

なお、本日、部会として決定いたしました意見の文言の整文等については、私にご一任願えればと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○森山部会長 ありがとうございます。

では、その旨も決定したいと思います。

最後に、議題(4)その他です。事務局からお願いいたします。

○白井保健福祉総務課長 特にございませぬ。

○森山部会長 それでは、本日予定されております議題については、以上で終了となります。

これもちまして、「令和元年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第1回高齢者施設部会」を閉会いたします。